

※記入例については、あくまで弊社の理解によるものです。詳細については最寄りの税務署又は税理士にご確認ください。

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 又は 居所	① 東京都中央区新富●丁目▲番地 ××号										(受給者番号)					
												(役職名)					
		氏名 (フリガナ) ●●● タロウ ② ●●● 太郎															
種別	支払金額				給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額			源泉徴収税額					
③ 給料・賞与	⑤ 6000000				⑪ 4360000				⑫ 1397700			⑥ 141600					
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数					
老人		千 円		特定 人 従人		老人 人 従人		その他 人 従人		特別 人 従人		その他 人 従人					
⑩ 有 従有																	
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額					
⑦ 842700				⑬ 75000													
(摘要)																	
源泉徴収時所得税減税控除済額 60,000 円、控除外額 0 円																	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		240,000 円		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		60,000 円		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額			
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		住宅開始年月日(1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等年末残高(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年末残高(2回目)			
(源泉・特別)控除対象配偶者		(フリガナ) ⑨ ハナコ 氏名 花子		区分		配偶者の合計所得		円		国民年金保険料等の金額		円		旧長期損害保険料の金額			
										基礎控除の額		円		所得金額調整控除額			
控除対象扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分		16歳未満の扶養親族		(フリガナ) 氏名		区分							
1																	
2																	
3																	
4																	
未成年者		外国人		死亡退職者		災害者		乙欄		本人が障害者 特 別		寡婦		ひとり親		勤労学生	
支払者		住所(居所)又は所在地		④ 東京都中央区新富 9 丁目 9 番 9 号													
		氏名又は名称		●●株式会社 (電話) 03-0000-0000													

(受給者交付用)

損益計算書

JFX株式会社

関東財務局長（金商）第238号

〒 104-0041

東京都中央区
新富1-12-7

商品 : MATRIX TRADER
お客様番号 : 0000007
お客様名称 : ●●●太郎 様

営業所名 : 本店
担当部署 : 業務部
電話番号 : 03-5541-6401
メールアドレス : info@jfx.co.jp

右記取引期間内のお取引内容をご報告申し上げます。
記載内容をご確認のうえ、万一、内容に相違または疑義が認められる場合には、右記の弊社担当部署まで速やかにご連絡ください。

■取引の種類：店頭外国為替証拠金取引 ■証拠金を預託すべき相手方：当社

取引日： 2024/01/02～2024/12/31

通貨ペア	売買損益	スワップ損益	手数料	通貨別期間損益
USD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
EUR/JPY	150,000	20,000	0	170,000
GBP/JPY	150,000	20,000	0	170,000
AUD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
NZD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
CAD/JPY	150,000	20,000	0	170,000
EUR/USD	150,000	20,000	0	170,000
GBP/USD	150,000	20,000	0	170,000
EUR/GBP	150,000	20,000	0	170,000
AUD/USD	150,000	20,000	0	170,000
NZD/USD	150,000	0	0	150,000
USD/CAD	150,000	0	0	150,000
調整金：	0	0	0	0
合計：	あ 1,800,000	い 200,000	0	う 2,000,000

キャンペーン	0
--------	---

記入例③ 源泉徴収票から転記

税務署長
令和 年 月 日 令和 **06** 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書

FA2204

納税地	〒000-0000 個人番号(マイナンバー) 0000000000000000 生年月日	フリガナ	タロウ
現在の住所又は居所事業所等	① 東京都中央区新富●丁目▲番地 × × 号		
令和7年1月1日現在の住所	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名
振替継続希望	種類	青色 <input checked="" type="checkbox"/> 国出 損失 修正 特農の表示 特農	整理番号
電話番号	自宅・勤務先・携帯番号	世帯主との続柄	

収入金額等

事業 営業等	区分	⑦	
事業 農業	区分	①	
不動産	区分	②	
配当		③	
給与	区分	④	⑤ 60000000
公的年金等		⑥	
雑業務	区分	⑧	
その他	区分	⑨	
総合譲渡		⑩	
一時		⑪	

所得金額等

事業 営業等	①	
事業 農業	②	
不動産	③	
利子	④	
配当	⑤	
給与	⑥	⑪ 43600000
公的年金等	⑦	
雑業務	⑧	
その他	⑨	
⑦から⑩までの計	⑩	
総合譲渡・一時の計	⑪	
合計	⑫	43600000

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	⑭ 842700
小規模企業共済等掛金控除	⑮	
生命保険料控除	⑯	⑰ 75000
地震保険料控除	⑱	
寡婦、ひとり親控除	⑲	0000
勤労学生、障害者控除	⑲	0000
配偶者特別控除	⑲	0000
扶養控除	⑲	0000
基礎控除	⑳	㉑ 480000
⑬から㉑までの計	㉒	⑫ 1397700
雑損控除	㉓	
医療費控除	㉔	
寄附金控除	㉕	
合計	㉖	⑫ 1397700

税金の計算

課税される所得金額	⑳	000
上の㉑に対する税額又は第三表の㉒	㉓	⑬ 378700
配当控除	㉔	
住宅耐震改修特別控除等	㉕	00
差引所得税額	㉖	⑭ 378700
災害減免額	㉗	
再差引所得税額	㉘	⑮ 378700
令和6年分特別控除	㉙	⑯ 60000
再々差引所得税額(基準所得税額)	㉚	⑰ 318700
復興特別所得税額	㉛	⑱ 6692
所得税及び復興特別所得税の額	㉜	⑲ 325392
外国税額控除等	㉝	
源泉徴収税額	㉞	⑳ ① 141600
申告納税額	㉟	㉑ 183700
予定納税額	㊱	
第3期分納める税金の税額	㊲	㉒ 183700
還付される税金	㊳	㉓ △
修正申告	㊴	
第3期分の税額の増加額	㊵	㉔ 00

その他の

公的年金等以外の合計所得金額	㊶	
配偶者の合計所得金額	㊷	
専従者給与(控除)額の合計額	㊸	
青色申告特別控除額	㊹	
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊺	
未納付の源泉徴収税額	㊻	
本年分で差し引く繰越損失額	㊼	
平均課税対象金額	㊽	
変動・臨時所得金額	㊾	

延納の出

申告期限までに納付する金額	㊿	00
延納届出額	㊽	000

選受される税金の所

銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局	預金 普通 当座 納税準備 貯蓄
取等	種類
口座番号	
記号番号	

公金受取口座登録の同意 公金受取口座の利用

第一表 (令和六年分用)

定額減税実施済

納税

住民

資産

総合

分離

検査

通日付印

年月日

一連番号

③① 第三表の(95)

④④ 定額減税対象の本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数、対象人数×3万円を記入する

④⑥ (43)378,700 - (44)60,000 × 2.1% = 6,692 (1円未満切捨て)

⑤① (47)325,392 - (50)141,600 = 183,792 ⇒ 183,700 (100円未満切捨て)

⑤③ (51)の金額

②① ~ ②③ 控除対象扶養家族、配偶者特別控除があれば記入

②④ 合計所得金額に応じた「基礎控除の金額」を記入

【基礎控除の金額】

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超～2,450万円以下	2,450万円超～2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除の金額(令和2年分以降)	48万円	32万円	16万円	0円

※令和元年分以前の基礎控除の金額は、合計所得金額にかかわらず、一律38万円です。

記入例③ 源泉徴収票から転記

令和06年分の所得税及び復興特別所得税の申告書

整理番号

F A 2 3 0 4

住所 ① 東京都中央区新富●丁目▲番地 × × 号

フリガナ ② タロウ 太郎

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬⑭ 源泉徴収票のとおり	7 842,700 円	
⑮ 新生命保険料	240,000 円	
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料	60,000 円	
⑯ 地震保険料		
旧長期損害保険料		

第二表 (令和六年)

源泉徴収票の項目と同じ箇所金額を転記

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料・賞与	●●株式会社	6,000,000 円	141,600 円
	③	④	⑤	⑥
⑤ 源泉徴収税額の合計額				141,600 円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (⑪)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

本人に関する事項 (⑰～⑳)

死別 生死不明 離婚 未帰還
 妻 夫
 ひと親
 勤労学生
 年調以外かつ専修学校等
 障害者
 特別障害者

○ 雑損控除に関する事項 (⑳)

損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類など

損害金額 円 保険金などで補填される金額 円 差引損失額のうち災害関連支出の金額 円

○ 寄附金控除に関する事項 (㉒)

寄附先の名称等 寄附金 円

特例適用条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (㉓～㉖、㉘、㉚、㉜)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住宅	住民税	その他
⑨ ●●●● 花子		配偶者	明大昭平	障 特障	国外	年調 特個	⑩ 別居	
			明大昭平令	障 特障		年調 特個	⑬ 別居	
			明大昭平令	障 特障		年調 特個	⑬ 別居	
			明大昭平令	障 特障		年調 特個	⑬ 別居	
			明大昭平令	障 特障		年調 特個	⑬ 別居	

源泉徴収票の⑩が有の場合、配偶者(花子)の該当項目を記入
源泉徴収票に名前記載があっても⑩が無の場合には記入しない

○ 事業専従者に関する事項 (㉞)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			明大昭平		円
			明大昭平		円

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収 自分で納付	円	円	円	円
退職所得のある配偶者・親族の氏名	個人番号		続柄	生年月日	退職所得を除く所得金額	障害者	その他	寡婦・ひとり親	
			明大昭平		円	障 特障	調整	寡婦 ひと親	
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				不動産所得		事業用資産の譲渡損失など	他都道府県の事務所等	
上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所	国外	所得税で控除対象配偶者氏名	氏名	給与	円	一連番号	
				などとした専従者					

整理番号

申告区分

申告年月日

所得種類

申告期限

管理区分

税理士署名・電話番号

表は、第一表と一緒に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

記入例③ 損益計算書、源泉徴収票から転記

令和 00 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の

申告書 (分離課税用)

F A 2 4 0 1

住所 ① 東京都中央区新富●丁目▲番地 × × 号

フリガナ 太郎 太郎 太郎 太郎 太郎 太郎 太郎 太郎 太郎 太郎

氏名 ② ●●●● 太郎

整理番号 00000000 一連番号 00000000

特 例 適 用 条 文			
法	条	項	号
所法	措法	震法	
所法	措法	震法	
所法	措法	震法	

第三表

(令和六年分以降適用) 第三表は、申告書の第二表・第二表と一緒に提出してください。

⑧7 (79)の金額を
所得税の税率に
あてはめる
2,962,000円の場合
2,962,000円 × 10%
-97,500=198,700円
となる。

⑨2
⑧4 × 15%

⑨9 所得税及び復興特別所得税の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑮を転記する

(単位は円)

収入金額	分 離 課 税	短期譲渡 一般分 ⑤			
		短期譲渡 軽減分 ⑥			
		長期譲渡 一般分 ⑦			
		長期譲渡 特定分 ⑧			
		長期譲渡 軽減分 ⑨			
		一般株式等の譲渡 ⑩			
		上場株式等の譲渡 ⑪			
		上場株式等の配当等 ⑫			
		先物取引 ⑬	⑮ 2 0 0 0 0 0 0 0		
		山林 ⑭			
		退職 ⑯			
		所得金額	分 離 課 税	短期譲渡 一般分 ⑰	
				短期譲渡 軽減分 ⑱	
長期譲渡 一般分 ⑲					
長期譲渡 特定分 ⑳					
長期譲渡 軽減分 ㉑					
一般株式等の譲渡 ㉒					
上場株式等の譲渡 ㉓					
上場株式等の配当等 ㉔					
先物取引 ㉕	⑮ 2 0 0 0 0 0 0 0				
山林 ㉖					
退職 ㉗					
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の㉘)			⑪ 4 3 6 0 0 0 0 0	
	所得から差し引かれる全額 (申告書第一表の㉙)			⑫ 1 3 9 7 7 0 0 0	
	⑫ 対応分 ㉚	2 9 6 2 0 0 0 0			
	⑬ 対応分 ㉛				
	⑭ 対応分 ㉜				
	⑮ 対応分 ㉝				
	⑯ 対応分 ㉞				
	⑰ 対応分 ㉟	1 2 0 0 0 0 0 0			
	⑱ 対応分 ㊱				
	⑲ 対応分 ㊲				
	㉑ 対応分 ㊳				
	㉒ 対応分 ㊴				

⑦6 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の⑫の合計を転記する

⑦9 ⑫ - ⑲ 1,000円未満切捨て

⑧4 所得税及び復興特別所得税の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)の⑮を転記する

税金の計算	税	⑲ 対応分 ⑳		
		㉑ 対応分 ㉒		
		㉓ 対応分 ㉔		
		㉕ 対応分 ㉖		
		㉗ 対応分 ㉘		
		㉙ 対応分 ㉚		
		㉛ 対応分 ㉜	1 8 0 0 0 0 0	
		㉝ 対応分 ㉞		
		㉟ 対応分 ㊱		
		㊲から㊳までの合計 (申告書第一表の㊴に転記)	㉟ 3 7 8 7 0 0	
		その他	株式等 本年分の㉛、㉜から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額 ㊱	㉟
			配当等 本年分の㉛から差し引く繰越損失額 本年分の㉜から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額 ㊱	㉟
			先物取引 本年分の㉛から差し引く繰越損失額 本年分の㉜から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額 ㊱	㉟ 8 0 0 0 0 0
山林 ㊱				
退職 ㊱				

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
		円	円	円
差引金額の合計額 ㊱				
特別控除額の合計額 ㊱				

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額 ㊱	
--------------------------	--

○ 退職所得に関する事項

区分	収入金額	退職所得控除額
一般	円	円
短期		
特定役員		

整理番号 A B C D E F 申告等年月日 00000000

取得期限 資産 入力 申告区分 特別期間

課税される所得金額	195万円未満	195万円以上～330万円未満	330万円以上～695万円未満	695万円以上～900万円未満	900万円以上～1,800万円未満	1,800万円以上～4,000万円未満	4,000万円以上～
税率	5%	10%	20%	23%	33%	40%	45%
控除額	0円	97,500円	427,500円	636,000円	1,536,000円	2,796,000円	4,796,000円

記入例③
前年の損失がある

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面)を参照してください。

(この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告をする場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、『先物取引に係る雑所得等の説明書』を参照してください。)

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。

事業所得用
譲渡所得用

雑所得用

②

(令和 年分)

氏名

●●● 太郎

		①	②	③	合計 (①から③までの計)	
取引の内容	種類	外国為替証拠金取引			/	
	決済年月日	・ ・	・ ・	・ ・		
	数量	枚	枚	枚		
	決済の方法	仕切				
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額	① 1,800,000	円		円 1,800,000	
	譲渡による収入金額(※)	②				
	その他の収入	③ 200,000			円 200,000	
	計(①+③)又は(②+③)	④ 2,000,000			円 ⑤ 2,000,000	
必要経費等	手数料等	⑤				
	②に係る取得費	⑥				
	その他の		⑦			
			⑧			
			⑨			
	小計(⑦から⑨までの計)	⑩				
計(⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩)	⑪					
所得金額(④-⑪)	⑫ 2,000,000			円 2,000,000		

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の①(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの①収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の②(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの②)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の②(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの②)に「0」と書いてください。

(※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

◎ ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。

◎ ①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

◎ ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、④本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『令和 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』も併せて作成してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

令和__年分の所得税及び復興特別所得税の__申告書付表 (先物取引に係る繰越損失用)

提出用

現在の住所又は居所事業所等	① 東京都中央区新富●丁目▲番地 × × 号	フリガナ 氏 名	② ●●● タロウ ●●● 太郎
---------------	------------------------	-------------	---------------------

この付表は、租税特別措置法第41条の15((先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除))の規定の適用を受ける方が前年から繰り越された前3年分の先物取引の差金等決済に係る損失の金額を本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除する場合や翌年以後に繰り越される前2年分及び本年分に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額がある場合に使用します。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

1 先物取引に係る雑所得等の金額

本年分の先物取引に係る雑所得等の金額	① 円 2,000,000
--------------------	------------------

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書の「合計」欄の⑫の金額の合計額を転記してください。

2 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の計算

先物取引の差金等決済に係る所得の損失が生じた年分	前年分までに引ききれなかった先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	本年分で差し引く先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	翌年分以後に繰り越して差し引かれる先物取引の差金等決済に係る所得の損失の額	先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額
A __年 (3年前)	② (前年の付表の⑦の金額) 円 0	③ (①と②のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0) 円 0	④ (①-③) 円 2,000,000	④ (①-③) 円 2,000,000
B __年 (2年前)	⑤ (前年の付表の⑩の金額) 円 0	⑥ (④と⑤のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0) 円 0	⑦ (⑤-⑥) 円 0	⑧ (④-⑥) 円 2,000,000
C __年 (前年)	⑨ (前年の付表の①が赤字の場合に、その赤字の金額を△を付けずに書いてください。) 円 800,000	⑩ (⑧と⑨のいずれか低い方の金額) (赤字のときは0) 円 800,000	⑪ (⑨-⑩) 円 0	⑫ (⑧-⑩) 円 1,200,000

※ 前年分までの所得から引ききれなかった雑損失の金額(注)が、本年分の先物取引に係る雑所得等の金額から差し引かれる場合には、⑫の金額から当該雑損失の金額を差し引いた後の金額を記載してください。
(注) 所得税法第71条の2第2項に規定する特定雑損失金額及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第5条第1項に規定する特定雑損失金額を含みます。

3 申告書への記載事項

先物取引に係る雑所得等の金額の差引金額又は損失額 (⑫ の 金 額 (※))	⑬ (赤字のときは△を付けないで書いてください。) 円 1,200,000	
①が黒字の場合 (0の場合も含まれます。)	先物取引に係る雑所得等の金額 (上 の ① の 金 額)	⑭ 2,000,000
	本年分の先物取引に係る所得から差し引く損失額 (① - ⑬)	⑮ 800,000
	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪)	⑯ 0
①が赤字の場合	翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 (⑦ + ⑪ + ⑬)	⑰

申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1 損失額又は所得金額」欄のFの⑨)に転記してください。
申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑧(申告書第四表(損失申告用)は「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑩)に転記してください。
申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑨(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑭)に転記してください。
申告書第三表(分離課税用)の「その他」欄の⑩(申告書第四表(損失申告用)は「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」欄の⑭)に転記してください。
また、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄のFの⑨及び「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑩に「0」を書いてください。